

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、令和元年10月29日に実施した公の施設の指定管理者監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年12月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査の対象

(1) 対象施設

相模原市立環境情報センター(以下「センター」という。)

(2) 指定管理者

株式会社ウイツコミュニティ(以下「ウイツコミュニティ」という。)

(3) 市所管課

環境経済局環境共生部環境政策課

2 監査の日程

令和元年7月3日から同年10月29日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和元年12月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>1 ウイツコミュニティ</p> <p>(1) 令和元年度4月分及び5月分のセンターの施設利用料金の収入に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 相模原市立環境情報センター条例施行規則(平成17年相模原市規則第108号。以下「施行規則」という。)では、利用日を変更する場合における従前の利用日の利用の取消しに係る既に納付された利用料金(以下「既納利用料金」という。)の還付の率について、「利用日の3日前までに利用の取消しを申請し、指定管理者の承認を得たとき」は「既納利用料金の80パーセント」と規定されているにもかかわらず、利用日の3日前までに利用日の変更の申請があり、その承認に当たって変更前の利用日の取消しに係</p>	<p>令和元年7月3日から同年10月29日にかけて実施された公の施設の指定管理者監査における指摘事項とされた各項目につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>1 ウイツコミュニティが行った指定管理業務に係る出納その他の事務における指摘事項につきましては、ウイツコミュニティに対して指導を行い、ウイツコミュニティが次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>(1)</p> <p>ア 利用日を変更する場合に、既納利用料金の全額を変更後の利用日における利用料金として充当していた事例について、指定管理業務を始めた平成29年4月まで遡り、同様の誤りがないか調査したところ、新たに5件を確認し</p>

る既納利用料金の還付処理を行わず、既納利用料金の全額を変更後の利用日における利用料金として充当していた事例が3件見られた。

イ 協定書の別紙である相模原市立環境情報センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)では、「午前及び午後又は午後及び夜間として継続して利用する場合における利用料金は、各利用区分における利用料金の合算額とする」と定められているが、「午前」及び「午後」の各利用区分における利用料金の合算額に加え、「延長・繰上」(12:00～13:00)分の利用料金を収受していた事例が見られた。

これらは、公の施設の利用における公平性や信頼性の確保という観点から不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後、施設の利用に係る承認等及び利用料金の収入に係る事務の執行に当たっては、改めて関係諸規程や協定書に基づく事務処理手順を定めるマニュアル等の内容を精査・確認し、センター長をはじめとする各職員へ周知徹底するとともに

ました。

不足分の利用料金の徴収については、センターの誤った処理が原因であるため、利用者に対し丁寧に直接説明を行い、令和元年12月2日までに全ての利用者からの徴収事務を完了しました。

また、同年9月24日に職員に対し研修を実施し、適正な事務執行手続の徹底及び利用者に対し適切な案内を実施するよう指示しました。

イ 継続して利用する場合における利用料金を誤って徴収してしまった事例についても、平成29年4月まで遡り、同様の誤りがなにか調査したところ、新たに2件を確認しました。令和元年8月7日に当該利用者に電話で深くお詫びし、同月14日に誤徴収した料金を全て還付しました。

また、同年8月10日に職員に対し研修を行い、適正な事務執行手続の徹底及び利用者に対し適切な案内をするよう指示しました。

(1)ア・イのいずれの場合についても、事務処理手順の職員への徹底不足が原因であるため、新たな申請書に対応したマニュアルを整備するとともに、令和元年10月1日から、市が変更した申請書を用い、申請時に二重チェックを行い、さらに、毎週水曜日の銀行入金時に点検を行うこととしました。また、定期的な研修及び職員の変更があった

に、職員の異動等に伴う事務引継体制の見直しや職員の資質向上のための業務研修の充実などによる再発防止に取り組み、適正な事務の執行に万全を期されたい。

(2)センターにおける現金の管理状況を調査したところ、前回の監査(平成30年度に実施したセンターの指定管理者監査をいう。以下同じ。)の結果に基づき平成30年10月1日から現金受払簿を整備していることを確認したが、同年9月以前の利用料金等に係る収入金について、同年10月以降の現金出納とは区分して整理したことにより、当該収入金に係る銀行口座の預金通帳の記録と現金受払簿とが一致していない状況が見られた。

これは、前回の監査の結果に基づく平成29年度の収支決算書の修正と平成30年度の収支決算書の作成に当たり、現金受払簿が整備されていなかった平成30年9月以前の収入金の額の確定に伴う処理であったものの、同年10月以降のセンターが保有する現金在高を正確に記載した現金受払簿が整備されていたかという視点においては、適正性を欠くものと言わざるを得ない。

今後は、現金受払簿の意義及び重要性を再認識し、より一層適正かつ確実な会計事務の執行に努められたい。

(3)指定管理施設に係る第三者への業

場合の研修を必ず実施し、適正な事務執行を行うよう徹底します。

(2)現金の管理状況については、平成30年9月までの不適切な現金管理を是正するため、同年10月から、日々の現金の確認及び記録をするための現金受払簿を整備することとしましたが、過去の現金収入について確認を行う必要から銀行口座に預入せずにセンターで保管していた一部現金について、現金受払簿に記載しないまま処理を進めてしまった結果、後日銀行に入金した一部現金について、通帳記録と現金受払簿の記載に不一致が生じてしまいました。

今後は、複数人によるチェック体制を整え、適正な現金管理を行うとともに、定期的な研修を実施することにより、再発防止に努めてまいります。

(3)今回の第三者委託に係る手続に関

務委託について調査したところ、令和元年6月28日にセンターのホームページの制作について市内業者と委託契約を締結しているが、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。

協定書では、「指定管理者は、管理業務を第三者へ委託してはならない」とした上で、例外的に専門的知識又は経験を必要とし、かつ、指定管理者が自ら行うことが困難な一部の管理業務に限り、あらかじめ書面により市の承認を得て第三者に委託することができる旨が定められている。

今後は、管理業務に係る契約が協定書に定める委託に該当するかどうか事前に市と協議するなど、業務委託の実施に当たっては十分に慎重を期し、協定書に基づく管理業務の適正な執行に努められたい。

2 環境政策課

(1) 指定管理者が行ったセンターの施設利用料金の収入に関する事務において、利用料金の還付等が施行規則及び仕様書に定めるとおり適正に行われていない事例が見られたほか、センターの保有する現金が現金受払簿に的確に反映されていない事例が見られた。

市は、施設の設置者としてその設置目的を効果的に達成するため、施行規則等に基づく施設の利用の承認をはじめとする管理業務が適正に行われているか点検・調査し、必

しては、ホームページの制作に係る費用を広告料として認識していたため、第三者委託には該当しないと誤認してしまったものです。本件につきましては、令和元年11月5日に市長宛てに「第三者委託承認申請書」を提出し、承認をいただきました。

今後は、外部に発注する案件については、必ず環境政策課に第三者委託への該当の有無の確認を行い、事前協議を徹底してまいります。また、従来のマニュアルとは別に「管理者用マニュアル」を整備し、定期的な研修を実施することにより再発防止に努めてまいります。

2

(1) 指定管理者への点検・指示について

利用料金の還付が適正に行われていない事例については、指定管理者から令和元年12月2日に、対象者に対する謝罪の連絡と徴収事務が完了した旨の報告を受けました。

施設の継続利用に係る利用料金を誤って徴収していた事例については、同年8月7日に指定管理者から報告を受け、直ちに再発防止策を講じるよう指導するとともに、誤って徴収した料金の返納を至急行う

要な指示を行うべき立場にある。

所管課においては、日常的な管理業務の実施状況を確認し、その結果に基づき必要な調査や指示を適時かつ適切に行うとともに、指定管理者による職員の資質向上の取組を促すなど、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。

よう指示しました。指定管理者から、同年8月14日に料金返納の完了及び再発防止策についての報告を受け、防止策を徹底するよう、改めて指導しました。

施設利用料金の収入事務について、施行規則第16条に定める利用料金の還付事務及び仕様書に定める料金収納事務が適正に行われるよう、研修の実施を同年9月24日に指示し、同日付けで実施した旨の報告を受けました。また、今回の事例に伴う再発防止策として、申請書の様式を変更するとともに、新たな様式に対応したマニュアルの整備を行うよう指示し、10月1日から新たな申請書で運用を行っております。

センターの保有する現金が、現金受払簿に的確に反映されていない事例については、昨年度の不適切な現金管理を是正する過程で起こったもので、現金管理に関する適正な事務執行や市と指定管理者との連絡、報告及び確認作業が徹底されていなかったことによるものです。

令和元年11月分の月次点検からは、新たなチェックシートを作成し、市、指定管理者双方による確認を行うなど更なる強化を図っております。

今後も、指定管理者に対し、適時適切な指示を行うとともに、資質向上に向け、定期的な研修の実施や、市による研修への参加を働きかけるなど、指定管理業務の適正性の確保に取り組んでまいります。

(2) 指定管理者が市内事業者と締結したセンターのホームページ制作委託契約について、協定書に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった。

協定書では、あらかじめ書面により市の承認を得て第三者に委託することができる旨が定められているほか、指定管理者制度導入・運用マニュアル(平成28年4月経営監理課作成)には「指定管理者の業務には事実上の行為も含まれていることから、軽微な委託であっても書面により市の承認を得る必要がある」と示されている。

市は施設の設置者としての管理責任を有しており、業務委託の実施に当たっては、その実態を十分に把握する必要があることから、軽微な内容であっても事前に所管課と協議して協定書に基づく手続を執るよう指定管理者に対する指示を徹底し、センターの管理業務の適正な執行に努められたい。

(2) 第三者委託の承認について

センターのホームページ制作委託契約に係る事務については、指定管理者に対し、令和元年10月29日に協定書第11条第2項に定める事前申請の徹底を指示し、センターから「第三者委託承認申請書」が提出され、承認を行いました。

今後は、月次点検の際に、外部発注の有無を確認するなど、第三者委託の事前承認手続を徹底し、指定管理業務の適正な執行に努めてまいります。